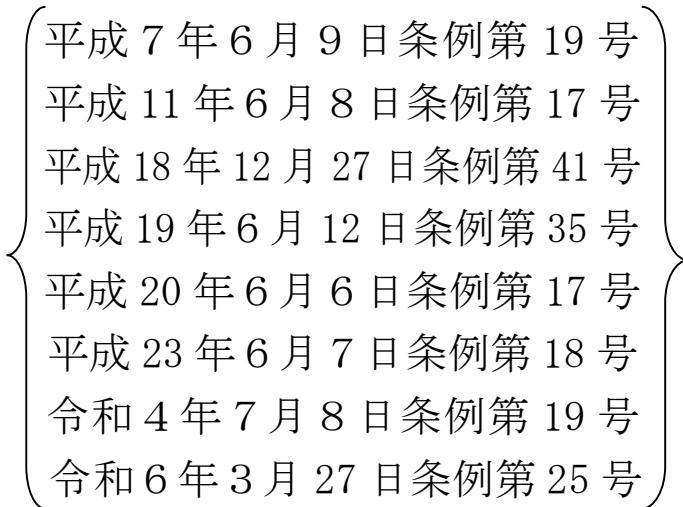


○ 京都府議会運営委員会条例

(平成3年5月24日京都府条例第17号)

改正 
平成7年6月9日条例第19号
平成11年6月8日条例第17号
平成18年12月27日条例第41号
平成19年6月12日条例第35号
平成20年6月6日条例第17号
平成23年6月7日条例第18号
令和4年7月8日条例第19号
令和6年3月27日条例第25号

(設置)

第1条 議会に議会運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員会の定数は、16人とする。

(委員の任期)

第3条 議会運営委員(以下「委員」という。)の任期については、

京都府議会委員会条例(昭和31年京都府条例第54号。以下「委員会条例」という。)第3条の規定を準用する。

(会派)

第4条 この条例に規定する会派とは、別に定める要件を有する団体をいう。

(委員の選任)

第5条 委員は、議長が会議に諮って、別に定める基準により各会派から推薦のあった者のうちから選任する。ただし、閉会中においては、議長が、当該基準により各会派から推薦のあった者のうちから選任することができる。

2 委員の任期満了に伴う前項の選任は、前任者の任期満了の日前

30日以内に行うことができる。

- 3 第1項ただし書の規定により委員を選任したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(委員の変更)

第6条 前条第1項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員に異動が生じたため、各会派に所属する委員数を変更する必要があるときは、議長は、速やかに第12条の規定により委員の辞任の手続を行わせ、及び前条第1項の規定により選任の手続を行うものとする。

(委員長及び理事)

第7条 委員会に、委員長及び理事若干名を置く。

- 2 委員長は、議長が会議に諮って委員のうちから選任する。
3 理事は、委員長が各会派の委員のうちから委員会に諮って選任する。
4 各会派における理事の人数は、その所属議員10人につき1人とする。ただし、10人未満の会派については1人とする。
5 理事の任期は、委員の任期による。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるときは、議長が理事のうちから指名した委員がその職務を代行する。

(理事の職務代行)

第9条 理事に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の委員又は議員がその職務を代行する。

(委員の職務代行)

第10条 委員に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の議員がその職務を代行する。

- 2 前項の規定により、委員に代わって議員が行った職務は、委員として行ったものとみなす。

(理事の辞任)

第11条 理事が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なけれ

ばならない。

(委員の辞任)

第 12 条 委員の辞任については、委員会条例第 11 条の規定を準用する。

(定足数)

第 13 条 定足数については、委員会条例第 13 条の規定を準用する。

(表決)

第 14 条 委員会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることのできない。

(会派に属さない議員の出席要求)

第 14 条の 2 委員長は、議事の内容を了知させる必要があると認めるときは、会派に属さない議員の出席を求めることができる。

(理事会)

第 15 条 委員会に理事会を置く。

2 理事会は、委員長及び理事をもって構成し、委員長が必要と認めた事項及び委員会から委任された事項について、協議することができる。

3 理事会に必要な事項は、委員会で定める。

(委員会条例の準用)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、委員会条例第 8 条、第 12 条、第 12 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 18 条から第 25 条まで、第 25 条の 2、第 26 条及び第 27 条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 5 月 15 日から適用する。

(以下省略)